

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成24年6月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン矢本

東松島市小松字上浮足43番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

マックスバリュ南東北株式会社	(開店時刻) 午前0時	(閉店時刻) 午前0時
株式会社ツルハ	(開店時刻) 午前0時	(閉店時刻) 午前0時
その他	(開店時刻) 午前8時	(閉店時刻) 午後9時

(変更後)

マックスバリュ南東北株式会社	(開店時刻) 午前0時	(閉店時刻) 午前0時
株式会社ツルハ	(開店時刻) 午前0時	(閉店時刻) 午前0時
株式会社サンデー	(開店時刻) 午前7時	(閉店時刻) 午後9時
その他	(開店時刻) 午前8時	(閉店時刻) 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場1	午前7時30分から午後9時30分まで
駐車場2	午前0時から午前0時まで

(変更後)

駐車場1	午前6時30分から午後9時30分まで
駐車場2	午前0時から午前0時まで

5 変更の年月日

平成24年5月23日

6 届出年月日

平成24年5月22日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所

- 8 縦覧期間
平成24年6月1日から平成24年10月1日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。